

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗に係る届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、熊野町の区域内に居住する者、熊野町において事業活動を行う者、熊野町の区域をその地区とする商工会その他の熊野町に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、熊野町に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

平成22年4月7日

熊野町長 三 村 裕 史

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称

パーティ・フジ熊野

(2) 所在地

安芸郡熊野町萩原七丁目5822番2外

2 変更に係る事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

名 称 パルティ・フジ熊野

所在地 広島県安芸郡熊野町字荒金5822番2外

(変更後)

名 称 パルティ・フジ熊野

所在地 広島県安芸郡熊野町萩原七丁目5822番2外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名 称 株式会社フジ

代表者 代表取締役 尾崎 英雄

住 所 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号

(変更後)

名 称 株式会社フジ

代表者 代表取締役 尾崎 英雄

住 所 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号

名 称 株式会社ジュンテンドー

代表者 代表取締役 飯塚 正

住 所 島根県益田市下本郷町206番地5

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人
にあっては代表者の氏名

(変更前)

小 売 業 者		住 所	変更年月日 その理由
氏名又は名称	代 表 者		
株式会社フジ	代表取締役 尾崎 英雄	愛媛県松山市宮西一丁目 2番1号	
株式会社ナガヤベーカリー	代表取締役 永谷 藤太郎	広島県安芸郡坂町476 1番地の1	
有限会社広貫堂	代表取締役 二川 勝	広島県安芸郡海田町新町 9番24号	平成21年2月28日 退店
株式会社タカラブネ	代表取締役 新開 純也	京都府久世郡久御山町大字 佐山小字双栗37番地の1	平成15年7月1日 (株)スイートガーデン に事業承継 平成19年6月29日 退店
有限会社フォトサービス	代表取締役 長澤 鐵夫	広島県安芸郡熊野町大字 神田136番地	
有限会社コスメチック園	代表取締役 吉川 三朗	広島県安芸郡熊野町大字 貴船84番地	平成14年6月30日 退店
有限会社トモニシ	代表取締役 蔵田 輝子	広島県安芸郡熊野町33 05番9	※
ベル有限会社	代表取締役 梶谷 俊二	広島県安芸郡坂町334 3番地	※
松本 平	—	広島市南区丹那町59番 3号	
宮田 丈士	—	広島県安芸郡熊野町11 264番地	平成17年6月1日 (株)たかもりに事業 承継

※平成12年10月20日付の附則第5条第1項届出時には既に退店済み。

(変更後)

小 売 業 者		住 所	変更年月日 その理由
氏名又は名称	代 表 者		
株式会社フジ	代表取締役 尾崎 英雄	愛媛県松山市宮西一丁目 2番1号	

株式会社ナガヤベーカリー	代表取締役 永谷 徹	広島県安芸郡坂町坂西一丁目20番5号	平成17年7月1日 住居表示変更 平成20年6月17日 代表者変更
有限会社フォトサービス	代表取締役 長澤 鐵夫	広島県安芸郡熊野町神田7番9号	平成21年12月7日 住居表示変更
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 博文	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	平成13年4月18日 入店
株式会社モーツァルト	代表取締役 田上 友康	広島県廿日市市木材港北15番24号	平成19年10月26日 入店
松本 平	—	広島市南区丹那町59番3号	
株式会社たかもり	代表取締役 高森瑠美子	広島市南区宇品東七丁目2番21号	平成17年6月1日 宮田丈士より事業承継
株式会社ジュンテンドー	代表取締役 飯塚 正	島根県益田市下本郷町206番地5	平成22年12月1日 入店

3 変更の年月日

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
平成20年11月25日
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成22年12月1日
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
2(3)表のとおり。

4 変更の理由

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
住居表示の変更のため。
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
隣接する大規模小売店舗「ホームセンタージュンテンドー熊野店」と敷地を一体化するため。
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
2(3)表のとおり。

5 届出年月日

平成22年3月31日

6 縦覧期間及び縦覧場所

- (1) 縦覧期間

平成22年4月7日（水）から平成22年8月6日（金）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）とし、縦覧期間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 縦覧場所

熊野町総務部地域振興課

安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号

6 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成22年8月6日（金）

(2) 提出先

熊野町総務部地域振興課